

3. 都城市の合流式下水道

合併前の旧都城市では、昭和35年から下水道事業に着手しています。

旧都城市には、中央処理区と都城処理区の二つの処理区があり、下水道供用開始面積は、約1,626ヘクタール（平成23年3月末）となっています。

このうち、中央処理区的面積は約620ヘクタールあり、その中で、牟田町や都城駅の周辺90ヘクタールでは、市街地の浸水防除が主な目的であったことや、非常に密集していた市街地を形成していたことから、下水の排除方式に『合流式』を採用して整備されてきました。

なお、合併後の都城市内（全6処理区）において、合流式を採用しているのは、この90ヘクタールだけで、残りは全て**分流式**で整備が進められています



雨水吐き室は合流区域内の国道や市道の下に8箇所設置しています。大雨時に中央終末処理場に処理能力以上の雨水が流れ込むのを緩和するために、雨水吐き室の堰で調整しています。堰を超えた雨水や汚水（未処理汚水）は、年見川や雨水幹線水路へ直接放流されています。